

「誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくり」を目指して

新潟市社会福祉協議会総合計画 第1次実施計画

— 目次 —

実施計画の位置づけ	1
-----------	---

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

方針1 誰もが自分らしく暮らし、支え合える社会の実現	2
方針2 出会い・学び・協働を生み出す場づくり	5
方針3 災害に強いまちづくりと被災地への救援・生活再建支援の体制構築・整備	8
方針4 子どもの健やかな育ちと安心して育てるための支援の充実	10

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針5 社会的援護が必要な人を支える仕組みづくり	15
方針6 地域における権利擁護の推進	17
方針7 総合相談機能の充実	23
方針8 地域福祉部門と在宅福祉サービス部門等との連携強化	26

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

方針9 地域包括ケアシステム推進のための生活支援サービスの拡充	28
方針10 障がい福祉サービスの充実による総合的な支援の展開	32
方針11 介護事業の継続	34

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

方針12 透明性を確保した法人機能の強化	37
方針13 安定した法人運営に向けた組織基盤の強化	40
方針14 確保・定着・育成を核とした人事管理の強化	43

用語集

用語集	46
-----	----

実施計画の位置づけ

本計画は、6年間の総合計画を実行するため2年毎に実施計画を策定し、進行管理をおこないます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
総合計画（6年）						
地域福祉活動の推進						
介護事業等在宅福祉の推進						
経営財務の強化						
実施計画（2年）						

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

方針1 誰もが自分らしく暮らし、支えあえる社会の実現

- 住民とともに進めてきた小地域福祉活動や住民参加型在宅福祉サービスの実践やネットワークを基盤としながら、目指すべき住民主体の地域包括ケアシステムのあり方を提言し、推進するとともに、住民自身が「暮らし続けたいと思う地域」の姿を描き、様々な形で参画し、専門職・専門機関や自治体、企業等と協働して支えていく、地域の生活支援の仕組みづくりを行います。
- 地域のすべての人が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう小地域単位での住民が気軽に参加できる地域の活動基盤づくりを進めるとともに小地域福祉活動の活性化を図ります。
- 誰もが支え手になることが出来、その役割を果たし、お互いが支えあいながら地域生活を送れるよう、住民の意識啓発と人材育成を進め、地域のつながりの再構築を図ります。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 支えあい・助けあい（お互い様）の意識醸成				
ア 誰をも排除しない地域づくりへの理解促進（ソーシャルインクルージョン）	<ul style="list-style-type: none"> ● テーマ毎のフォーラムは各区で開催しているが、発信・取り組みが不十分 ● 意識調査は未実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各区で「誰をも排除しない地域づくり」を意識した内容構成のフォーラムを開催 ● フォーラムでの意識調査実施 	⇒ ⇒ 【指標】 ・意識調査で前年比を上回る ・2年間の統計を踏まえ効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果検証を踏まえ事業計画に反映

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 社協全体の新たな地域支援事業への取り組み				
ア 地域包括ケアシステムに絡む協議体の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●従来からの様々なネットワークがあるが、整理されていない ●協議体は未設置である ※協議体メンバーとなりうる関係機関の調査を実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターと共に協議体設置に向けた検討を行い、全区に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市域の協議体の構成等を検討し設置 	
イ 生活支援コーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターの配置については、市と協議中 ●CSWと生活支援コーディネーターの役割・範囲・処遇等が未整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターを各区に配置 ●CSWと生活支援コーディネーターの役割の違い等の整理のため検討会を実施 	⇒ ⇒	
ウ 地域包括ケアシステムの推進			<ul style="list-style-type: none"> ●行政の方針を踏まえ、H29 以降の新地域支援事業に対する社協の方向性を示す 	<ul style="list-style-type: none"> ●配置された生活支援コーディネーターが、新地域支援事業を推進 ●協議体等で寄せられる課題の解決に向けた取り組みを次期実施計画に位置付ける

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(3) 地域での担い手の発掘、育成				
ア コミュニティコーディネーター等との協議	● 公民館が育成するコミュニティコーディネーターとうまく連携できていない	● 中央公民館と協議		● 中央公民館と協議に基づき、取り組みを実施計画に位置付ける ● 福祉教育や様々な講座と連携・活用して住民の福祉意識を高め、担い手の育成を図る。
(4) 区・地区社協の強化				
ア 区・地区社協のあり方、役割の整理	● 法人としての考え方が、未整理	● 検討会を開催し、役割・エリア・事業・財源等について法人としての方向性を定める		
イ 地区社協の活性化	● 各地区により活動に温度差がある		● 方向性を踏まえ地域特性に沿った事業に取り組む	● 地域包括ケアシステムの動向をにらみ、各地区で「支えあい・助けあい」につながる事業を検討し、実施に向けた支援をする

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

方針2 出会い・学び・協働を生み出す場づくり

○住民一人ひとりが、地域の課題に気づき互いに共有し、解決しようとする力を身につけることができるよう、学校教育における福祉のこころの育成にとどまらず、あらゆる世代に対する福祉教育を行います。

○ボランティア・市民活動の活性化に向け、具体的な活動につながっていない人や活動の主力となることが期待される人に対し積極的な働きかけを行います。

○さまざまな人が集い交流の拠点となる、住民に広く開かれたボランティア・市民活動センターの運営体制を充実させます。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成27年度	平成28年度	平成32年度までの概要・方向性など
(1) 福祉教育の推進				
ア 学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●総合学習の協力 ●福祉教育セミナーの開催 <p>【H26実績】 セミナー参加者数:101人</p>	⇒ ⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会との情報交換会(社協と共につくる福祉教育プログラム、教員向け研修について) ●福祉教育事例集の全校配布 <p>【指標】セミナー参加者(目標)150人</p>	⇒ ⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●教員・地域教育コーディネーターを対象とする研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的な総合学習の実施 ●一人ひとりが地域で支え合い、助け合あう福祉のこころを育むことを目指す各区内で、実践発表の機会を設定
イ 地域における福祉教育の推進	各区で出前講座等の実施 <p>【H26実績】 出前講座実施区:5区</p>	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●講座内容が地域の課題に沿うよう、区社協が地域と共に検討する 	⇒ ⇒ <p>【指標】出前講座実施区(目標)全区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内学校を含む多様な主体と福祉教育ネットワークを作り、住民同士が主体的に学び合う地域づくりを推進する
ウ 企業・他機関への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●CSRセミナーの開催 <p>【H25実績】 セミナー参加者:109人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●CSRセミナー案内先企業の拡大 <p>【指標】セミナー参加者150人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●CSR(企業の社会的責任)の啓発に向けての広報活動の強化 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●企業が地域とともに課題解決しようとする風土作りを推進するため、区地域福祉推進フォーラム等で企業からの情報発信を行う

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) ボランティア・市民活動の推進				
ア ボランティア・市民活動の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ●区ごとにボランティア講座を企画・実施していたが、講座テーマにバラつきがある <p>【H25実績】 講座参加者数(目標) 2,656人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア・市民活動助成事業の実施 <p>【H26実績】 助成団体数(目標)4団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア入門講座・既存ボランティアフォローアップ講座を全区で行う ●活動先の拡大・ボランティアへの理解を促進する施設向け研修を全区で行う <ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア・市民活動助成事業の要綱改訂 <p>【指標】助成団体数 (目標)8団体</p>	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>【指標】 講座参加者数 (目標)H25比 10%増</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●H27 意識調査を踏まえ、講座内容の充実を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる世代の市民がボランティア・市民活動に積極的・継続的参加できるよう、各種ボランティア講座を充実させる
イ ボランティア人口の拡大	<p>【H25実績】 登録ボランティア数(目標) 29,145人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報による啓発 ●元気力アップ・サポーター制度の活動先の拡大 ●市民に対するボランティア・市民活動の意識調査の実施 ●登録ボランティアに対する実態調査を踏まえた課題の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア情報紙の発行(全区) <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>【指標】登録ボランティア数 (目標)33,000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い層に向けた情報発信によりボランティア活動の間口を広げ、ボランティア人口の増加につなげる ●実態調査および意識調査の結果を踏まえ、市民の参加意識を醸成する取り組みを行う

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(3) 市民に身近なボランティア・市民活動センターの基盤強化				
ア ボランティア・市民活動センター運営委員会の設置	●市社協・北区・中央区に運営委員会を設置	●区社協において運営委員会のあり方について検討	⇒ 【指標】運営委員会設置区 (目標)2区	●H32 までに全区に運営委員会を設置し、市民に開かれたセンター運営を行う
イ 市民から信頼され、相談しやすいセンター作り	●相談研修は減少傾向 ●H24 から 3 か年計画で初級・中級・応用研修を実施 【H25 実績】1,983 人	●内部研修の充実・外部研修への参加により、ボランティアコーディネーターの資質向上を図る ●月例のボランティアコーディネーター会議でケース検討を行い、相談対応の質を高める 【指標】相談件数 (目標)H25 比 10%	⇒ ⇒ ●近隣市町村のボランティアコーディネーターとの交流会を実施 【指標】相談件数 (目標)15%	●ボランティアコーディネーターのアウトリーチを強化し、活動者・活動先どちらからも信頼されるセンターを目指す

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

方針3 災害に強いまちづくりと被災地への救援・生活再建支援の体制構築・整備

- 災害時に災害ボランティアセンターを設置し被災者本位・被災地主体の支援を行うため、日頃から地域とのつながりやNPO団体・関係機関との顔の見え関係づくりを強化し、災害ボランティアセンターの運営体制を整備します。
- 市民に対する災害ボランティアセンターへの理解を深め、災害発生時に活動できる災害ボランティアを育成し、お互い支えあう災害に強いまちづくりを行います。
- 市内、県内外の災害時に、市民力やボランティアの力を結集し、速やかな生活再建への救援・支援活動を展開するため、災害援助資金基金の増強の他、各種の支援設備を行います。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 災害時に備えた体制の充実				
ア 災害ボランティアセンター体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアセンター設置訓練の実施 【H26実績】区社協5区 ●H27 災害ボランティアセンター設置運営マニュアル改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ●市社協、区社協における災害ボランティアセンター設置訓練の実施 【指標】訓練実施(目標)市社協・全区社協 ●災害時の職員配置等、体制整備 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●職員全員がマニュアルに沿って迅速に災害体制を整えられるよう訓練を重ねる ●災害ボランティアセンター設置運営マニュアル改訂は必要に応じて行う
イ 関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各青年会議所と災害時協定を締結 ●区域災害ネットワーク会議の開催 【H26実績】4区 	<ul style="list-style-type: none"> ●市域災害ネットワーク会議を開催し、市内・市外の支援体制の構築を目指す 	⇒ 【指標】合同研修の実施(市) ●区域災害ネットワーク会議の開催(全区)	<ul style="list-style-type: none"> ●協働型の災害ボランティアセンターの体制構築に向けて、ネットワークの深化・拡大を図る

基本目標Ⅰ 支えあい、助けあい、育ちあう住民主体の地域づくり

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 市民に対する災害ボランティア参加への啓発				
ア 住民に対する災害ボランティアセンター運営への理解	●市社協ホームページや一部の区では、災害ボランティアセンターに関する情報を発信している	●市・区社協広報誌での広報活動強化	●出前講座による啓発 【指標】 災害ボランティアセンター認知度 (目標)H27 比 10%増	●区災害ボランティアセンター設置訓練への地域住民の参加を促し、災害時の協力体制について理解を深めるとともに災害ボランティア登録者を拡大する
イ 災害ボランティアの育成・登録	●市社協ホームページに災害ボランティア登録フォーム設置 【H26(見込)】 登録者数:84 人	●災害ボランティア講座の開催 ●ホームページの災害関連コンテンツ拡充 【指標】登録者数 (目標)H26 比 10%増	⇒ ⇒ 【指標】登録者数 (目標)H26 比 30%増	●ネットワーク会議を通じた広報活動の強化を図る ●大学ボランティアセンターと連動した災害ボランティア講座を実施し、若年層登録者を拡大する
(3) 被災地救援・生活再建への支援体制構築・整備				
ア 各種相互支援協定に基づく被災地への速やかな支援	●県内社協における災害救援活動に関する相互支援協定 ●全社協関東ブロック災害支援協定 ●市内各青年会議所と災害時協定を締結	●各種協定に基づく法人内部の体制整備の検討 ●各種協定による支援体制の整理 ●市域災害ネットワークにおける市外への支援体制を検討	⇒ ⇒ ⇒	●災害時に迅速な対応ができるように支援体制を構築する
イ 災害援助資金基金の増強	【H26 現在】 基金額:1,200 万円	●基金増強のための広報	⇒ 【指標】基金額 (目標)1,300 万円	●基金額目標額 2,000 万円に向けて、市民に対して広く呼び掛ける

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針4 子どもの健やかな育ちと安心して育てるための支援の充実

- 妊娠、出産から育児までの切れ目のない支援を更に充実するため、ネットワークの基盤づくりや子育て家庭への支援を地域全体で取り組む意識の醸成を図るとともに、子どもに関わる地域のボランティア育成を積極的に行い、「地域の子どもは地域が育てる」という意識を広げ、未来の地域づくりへとつなげていきます。
- 放課後児童クラブに通う子どもたちが、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、支援の充実を図ります。また、本会が受託しているひまわりクラブについては、今後、高学年児童の受入れ等により児童数の増加が見込まれることから、児童数、施設数を踏まえ適正な運営管理を継続的に実施していくため、必要な検討を行うとともに、行政との連携を強化し、利用児童の健全育成に努めます。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成27年度	平成28年度	平成32年度までの概要・方向性など
(1) 子ども・子育て支援の基盤（ネットワーク）づくり				
ア 新潟市全域の子育て関係団体のネットワーク情報交換会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●「こゆるねと情報交換会」を年2～3回程度開催 ●併せて学習会と情報交換会を開催 ※団体便覧を作成 	⇒	⇒ 【指標】「満足度/つながりができたか」の調査結果 (目標)85%	●アンケート調査において「満足度/つながりができたか」の項目で90%達成を目指す
イ ネットワーク情報交換会を通じて地域のつながりを創る	●情報交換会において顔の繋がった団体や関係機関が連携イベントや研修を実施しはじめている	●協働事業等の調査とその取材を実施その後、実践報告として「こゆるねと」で発表することでネットワークの必要性を再確認	●ネットワークの成果物として、繋がりによって始まった地域での協働事業等をまとめ報告書として発行	●困りごとを抱えた「こども家庭」に対してネットワークを活かした包括的な支援の推進を図る

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
ウ 新潟市全体の放課後児童クラブ実施団体とのネットワーク情報交換会の開催	●民設 29 クラブとの情報交換会を 3 回実施 ※新制度についての情報交換会	⇒ ●新制度始動	●新制度から 1 年が経過した 4 月に、新潟市全域の放課後児童クラブ事業者へアンケートを実施し、課題整理を行い、改善策を検討	●子どもたちの健やかな育ちの支援という観点から、子どもたちが安心できる放課後の居場所づくりができていないかの検証を定期的に行いその対策を講じる
(2) 地域の支えあいを基本とした子育て家庭支援の充実				
ア 制度の普及啓発	●ポスター、チラシ、パンフレット、市報、ホームページで周知	●社協に関する市民アンケートにおけるファミリーサポートセンターの認知度・認知媒体の調査を実施	●広報強化 【指標】制度認知度 (目標)H27 比 5%増	●経費削減されるなか、認知度を向上させるため、経費のかからない SNS を活用した広報活動を実施予定
イ ファミリーサポートセンター会員の増強	●センター窓口以外に定期的に各区入会説明会を実施 【H26(見込)】 会員数:1,300 人	●ニーズのある旧市内、秋葉区、江南区を中心に入会説明会を継続	●広報強化 【指標】会員数 (目標)2,000 人	●更なる会員増強を図り、H32 目標 3,000 人
ウ 子育て・子育てを支援する多様なボランティアの養成	●子育て支援団体スタッフを中心に、こども家庭支援者養成講座を実施し、新潟市の子育て支援団体の質の向上に向けて取り組んでいる	●養成講座を実施 ●前年度からの講座の成果物をまとめ、参加者とともに「子育て支援ハンドブック」を作成	●子育て支援者ハンドブックの検証	●養成講座を継続しながら、「日本一子育てにやさしい都市」を目指し、子育て支援の質と量の確保に努める ※定期的に検証しながらハンドブック改訂を実施予定

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
	<ul style="list-style-type: none"> ●H25 の調査研究において、地域子育て支援センター等に住民の関わりがほとんどないという結果があらわになった 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で活躍する子育て支援ボランティアを養成するために、おもちゃインストラクターの養成講座を年 1 回実施 ●区社協ボランティアセンターへの登録と併せて、インストラクター名簿を作成し、地域の子育て支援センターや児童館・ひまわりクラブに配布し、活動につなぐ 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●養成講座を年 1 回継続 ●子育て・子育て支援に関わる様々な参加者の拡大を図り、社協事業や地域活動につなげていく仕組みを作る
(3) ひとり親家庭支援の拡充				
ア 母子生活支援施設を拠点としたひとり親家庭への支援サービス開発	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な課題を抱えた母子家庭への専門的な支援を行なっている施設であるが、それは、新潟市のひとり親家庭のほんの一握りしかカバーできていない現状である 	<ul style="list-style-type: none"> ●さつき荘の「地域の子育て支援拠点」としての可能性を探る検討会を実施 ●併せて、入所者、退所者、ひとり親、地域、学生ボラを対象に、食を通じた交流会を開催、子どもたちの居場所へとつなげていく 	<ul style="list-style-type: none"> ●H27 事業を継続しつつ、居場所で学習支援等を開始また、食や学習だけを目的とするのではなく、「自分のいい場所」とするための安心できる環境づくりを目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ●入退所者、地域のひとり親家庭のこどもの居場所を定着させつつ、制度サービスからもれてしまう夜間等の「子どもの預かり」の可能性を検討していく
イ 母子生活支援施設職員の資質向上のための職員主体の内部勉強会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●職員主体で内部研修会を年 3 回開催 ●外部研修に参加時は伝達研修により情報を共有している 	<ul style="list-style-type: none"> ●内部勉強会を開催しつつ、第三者評価による自己診断を実施し、具体的な自分の目標を立てる 	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度の目標達成の有無と、その理由を検証し、次年度の計画を立てる ●その計画に基づき必要な研修会に参加又は施設内で企画 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的養護施設の職員としてのスキルを身につけるために、研修計画を立て自己研鑽に努める

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(4) 新潟市ひまわりクラブ・放課後児童クラブの推進・充実				
ア 利用者満足度の向上及び保護者との連携強化を図るため保護者アンケートを実施	未実施	<ul style="list-style-type: none"> ●新条例の制定に伴い、放課後児童クラブ受託者としてよりよい管理運営を行っていくため、各クラブの運営内容や施設・設備等について保護者アンケートを実施し、利用者満足度を確認する ●保護者アンケートを踏まえ、保護者との協力関係を強化するため、保護者会等の充実を目指し、クラブ・保護者同士等が共に子育てしていく意識の醸成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続きアンケートを実施するとともに、前年のアンケート集計により把握した課題について質の向上に取り組み、前年度以上の利用者満足度を目指す ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き毎年1回アンケート調査を実施するとともに、満足度の向上を目指す ●アンケートからの保護者ニーズを踏まえ、保護者との更なる連携・協力関係を強化するため、保護者との連絡・相談への適切な対応や保護者会等の充実を図りながら、クラブ・保護者同士等が共に子育てしていく意識の醸成を図る
イ ひまわりクラブ指導員(支援員)のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ●指導員(支援員)に対し、階層別(新採用、採用2年目、5年目、15年以上)及び雇用タイプ別の研修を実施 ●子ども・子育て支援新制度の施行に伴い「指導員」から「支援員」と名称が変更となる予定 	<ul style="list-style-type: none"> ●階層別、雇用タイプ別研修については、継続して実施 ●嘱託支援員の都道府県認定資格研修の受講 (※都道府県認定資格研修については、新潟市の条例上、H27から5年間の経過措置期間が設定されているか、3年以内での受講を目指す) 【指標】 都道府県認定資格研修受講者数 (目標)嘱託支援員半数	⇒ ⇒ 【指標】 都道府県認定資格研修受講者数 (目標)嘱託支援員半数	<ul style="list-style-type: none"> ●H29 以降も都道府県認定資格研修を継続して受講 (H27～28 新規採用嘱託支援員及び臨時支援員については、できる限り H29 中の受講終了を目指す)

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
ウ ひまわりクラブ受託運営の適正規模数の検討	●市内 78 クラブ 103 施設を運営、児童数 6,300 人、指導員(支援員)730 人	●緊急時や災害時に迅速な対応を図り、適正な運営管理を継続的に実施していくため、第 5 期目(H28~30)3 年間の指定管理に向けて適正規模の施設数の検討を実施	●決定した第 5 期指定管理の施設規模等について検証を実施	●H30 には第 6 期目(H31~33)3 年間の指定管理に向けて、児童数及び施設数を見据えた適正規模の検討を実施
エ 障がい児の放課後の居場所のあり方の検討	●H26 から実施しているネットワーク情報交換会の参加者アンケートから、他クラブでも適切な障がい児への対応・居場所とするにはどうしたらよいか意見が出ていた	●障がい児の対応・居場所を考えるために情報交換を 2 回実施。現状把握・課題抽出を行う ・参集者：ネットワークの各クラブ、障がい児デイ等 ・オブザーバー：子ども未来課・障がい福祉課	●情報交換会を重ね、抽出した課題整理を行い、検討会への土壌整備を行う	●専門機関、有識者、行政とともに「障がい児の放課後居場所づくりの検討会」を実施
オ ひまわりクラブの施設の社会化の検討	●区社協と連動し、地域の状況に応じて、民生委員・児童委員やコミュニティ協議会との連携を深めている ●地域住民や大学生等のボランティアについては、クラブごとに個別的に受入を実施している	●区社協と連動しながら、民生委員・児童委員やコミュニティ協議会等の地域組織との連携を更に深めるとともに、地域の方々からの行事やボランティア参加等を促進する仕組みづくりの「検討」を行う ●ボランティアについて、体系的な受入の仕組みづくりの「検討」を行う	●H27 の検討をもとに、「実践」を行う ●ボランティアについて、体系的な受入の「実践」を行う	●平成 28 年度からの「継続的な実践」を行う ●ボランティアについて、体系的な受入の「継続的な実践」を行う

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針5 社会的援護が必要な人を支える仕組みづくり

○コミュニティソーシャルワーク機能を駆使して、生活困窮者や制度の狭間のニーズに積極的に関わり、丁寧な個別支援と課題解決のための新たな社会資源の開発などによって、社会的援護が必要な人の地域生活を支える仕組みづくりを行います。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成27年度	平成28年度	平成32年度までの概要・方向性など
(1) あらゆる生活課題への対応				
ア 徹底したアウトリーチによる課題発見・整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> ●目的を持ったアウトリーチを意識している ●潜在的な課題も発見しつつある ●課題の整理・分析にも着手している 	⇒	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●専任化の検討結果を踏まえ、CSW活動業務日誌を導入し、活動の振り返りや課題の整理分析を行う
イ 関係機関とのネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉コーディネーターを始めとする専門職との多職種連携会議が3区で開催されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携会議を5区で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携会議を全区で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的に開催しながらより良いあり方を検討
ウ 新たな社会資源開発を含む課題解決の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各区でCSW活動計画を作成し取り組んでいる 一部の区で成果がではじめている 	<ul style="list-style-type: none"> ●CSW活動計画に目標時期を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●CSW活動計画の目標達成度評価制度の導入を検討し、評価シートを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●CSW活動計画の目標達成度評価を実施し全区で成果をあげる

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 専門職としてのCSWの強化支援				
ア 専任化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●CSWが専門職として位置づけられていない ●CSWの事務分掌が未整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●専任化に関する検討会を開催（CSWの事務分掌整理） 	⇒ ●法人としての方針を示す	●法人の方針に基づき内部調整を図ってH30から新体制実施
イ 組織内での理解	<ul style="list-style-type: none"> ●内部向けのCSW研修を実施している ●組織内での理解が図られているか検証していない ●各区のCSW実践報告会を開催している 	<ul style="list-style-type: none"> ●内部検討委員会で組織内での理解度や理解促進方法等について検討 	●検討を基に、組織内の理解・協力体制を進めるための取り組みを実施	⇒
ウ スキルアップを目的とした研修会実施	<ul style="list-style-type: none"> ●外部研修に参加している（復命） ●スキルアップ研修を年1回開催している 	<ul style="list-style-type: none"> ●先進地OJT研修を実施 ●報告会を開催し、効果検証のうえ、是非判断 ⇒	●検証を踏まえ、必要に応じ予算化し実施 ⇒	●専任化の検討内容を踏まえ、研修内容の再考 ⇒
(3) 生活困窮者自立支援事業への取り組み				
ア 生活困窮者自立支援法の全面施行への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の方針が示されていない ●学習支援事業を受託している(4区で全市カバー) 	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の方針に基づき、対応協議 ●生活困窮者支援の視点も踏まえた地域包括ケアシステムの構築・推進 	⇒ ⇒	⇒ ⇒

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針6 地域における権利擁護の推進

- 地域で判断能力が不十分な状態で暮らしている人の権利擁護を地域住民や行政、福祉関係者と連携しながら、支援を必要とする人の早期発見を行い、確実に利用できるように努めます。
- 地域に根ざした市民後見人等の養成とともに地域住民や関係機関に対する普及啓発やネットワーク化に尽力し、虐待等の権利侵害の早期発見を行い、地域のなかで権利擁護を必要とする人を総合的に支えることのできる体制づくりを行います。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成27年度	平成28年度	平成32年度までの概要・方向性など
(1) 福祉サービス利用支援と日常的な金銭管理への支援（日常生活自立支援事業）充実				
ア 事業利用ニーズの掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"> ●潜在的な事業利用の必要性のある方は相当数いると見込まれ、利用者が地域において自立した生活が送れるよう支援を行う ●事業の円滑な利用推進・一層の普及に関係機関の理解が不可欠。現在は単発的に事業説明等を実施 <p>【H26(見込)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数:300人 ・新規利用者:50人 ・相談件数:15,000件 	<ul style="list-style-type: none"> ●区社協・関係機関との連携をより強化しながら支援を充実 ●地域や関係機関への事業説明を実施 ●法人内の介護事業所会議・CSW会議等へ参加し、事業理解を促進 ●市民アンケートでの事業認知度向上 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約利用者数(目標)330人 ・新規契約者(目標)70人(解約者数40人見込) ・相談件数:16,000件 	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者の増加、精神障がい者の入院先病院からの地域移行者増加等と、生活困窮者自立支援法の開始等で、事業利用ニーズはさらに高まることが予想される ●行政とも協議しながら、利用ニーズに依っていき、同時に増大するニーズに過不足なく対応できる人員体制・事業体制の整備を進める ●複合的課題を抱えている世帯が多いことから、関係機関とのネットワーク化を区社協の協力を得ながら、より一層進めていく <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約利用者数(目標)350人 ・新規契約者(目標)70人(解約者数45人見込) ・相談件数:17,000件

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
イ 担当職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ●支援計画を立案する専門員と、サービスを行う生活支援員について、関連する知識の習得により、複合的課題に対応できるよう、研修等を実施 ●専門員については、スキル向上により初期相談から契約締結までの期間の短縮を目指す <p>【H26】 新規契約のうち、3ヶ月以内の契約が全体の70%</p>	<p>【専門員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度・生活困窮者自立支援法・生活保護・生活福祉資金・CSW等の理解促進 ●横の連携を深める各種ケース検討会議への参加 ●契約締結までの期間を短縮する方策について協議 <p>【生活支援員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年2回研修会の継続実施 ●区内での共通課題を検討する「生活支援員と語る会」を年1回以上実施 <p>【指標】新規契約のうち3ヶ月以内の契約 (目標)全体の80%</p>	<p>【専門員】</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>【生活支援員】</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>【指標】新規契約のうち3ヶ月以内の契約 (目標)全体の90%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の自立支援を多様な社会資源と協力して実施 その力量を持った専門員・生活支援員の養成を継続的に行う ●初期相談から契約締結までの期間を短縮し、ニーズへの迅速な対応を進める ●契約に至らないケースなどでも、他の社会資源と連携し、支援の協力を行う ●成年後見制度への円滑な移行支援を継続
ウ 住民等による生活支援に係る新たな取り組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力を問わず、ひとり暮らしなどの高齢者や障がい者で、日常的な金銭管理が十分にできない方への対応が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活自立支援事業の対象範囲を拡大し、「判断能力が不十分とは言えないが、日常的な金銭管理が心配な方」への支援を検討 	<p>⇒</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアシステム推進のなかで、慎重な取扱いを要する日常的な金銭管理についてサービスを実施し、地域ボランティアやNPO法人の生活支援サービスとの棲み分けを行い、地域の安心に繋げる

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 成年後見制度の利用推進				
ア 成年後見制度の普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向け講演会(1回)の実施 ●関係機関の依頼に応じ、研修会等で制度説明(12回)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民向け講演会(1回)を実施 ●関係機関の依頼に応じ、研修会等で制度説明を実施し、成年後見支援センターの役割を周知する機会とする 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●病院・福祉施設など関係機関種別ごとの制度の周知状況を確認する
イ 成年後見制度に関する相談と制度利用のための申し立て支援及び親族後見人に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●制度利用及び市長申立ての可能性があるケースのカンファレンス等(約45件)に参加 <p>【H26(見込)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立て支援件数:130件 ・延べ相談件数:914件 	<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発活動を継続拡大することでカンファレンス等のアウトリーチの機会を増やす ●成年後見支援センターとの関わりがない相談機関を対象にした取組方針を検討 ●親族後見人に対して、福祉サービス制度の説明など、後見業務に必要な情報を積極的に提供する <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立て支援件数(目標)140件 ・延べ相談件数(目標)1,000件(目標)10%増加 	⇒ ⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●市民及び関係機関がセンターを総合相談窓口として周知している ●各関係機関での相談対応状況を確認し、各機関と成年後見支援センターの役割が再検討及び再確認されている ●新潟家庭裁判所・本庁管轄(新潟市含む)の申立て件数を増加

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
ウ 市民参加型法人後見事業の受任実績の拡大と後見支援員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ●後見支援員フォローアップ研修の開催 (H26:2回) <p>【H27.1 月末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見総受任件数 16 件(内終了 2 件、申立準備中 1 件) ・登録後見支援員 44 名 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後見支援員の活動マニュアルを作成し、活動を通しての課題や実施の対応を検証 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見総受任件数 (目標)30 件 ・登録後見支援員(目標)60 名 	<p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後見支援員の資質向上に努め、市民後見人としての個人選任に向けて検討を開始 <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人後見総受任件数 (目標)50 件 ・登録後見支援員(目標)80 名 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人後見事業での実績を積み重ね、受任要件等を拡大する ●優秀な後見支援員を市民後見人として推薦する ●個人として受任した市民後見人を支援する体制を構築する
エ 障がい者の成年後見制度利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス事業者との連携による、障がい者成年後見支援センター構想について、各事業者へその意義とともに説明を実施(H26:2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業者との設立検討会の実施 (2回) ●設立準備委員会の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ●設立準備委員会の継続 ●センター事業予算化 	<ul style="list-style-type: none"> ●身寄りのない知的・精神障がい者の法人後見を中心に、親族後見人への支援、関係機関との協働を可能とする体制の構築を目指す

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(3) 権利擁護の普及・啓発				
ア 権利擁護と権利侵害防止の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター・成年後見支援センターにおいて、市民向け、関係機関向けに会議・研修等に参加・あるいは参集して、権利擁護・権利侵害防止・成年後見制度についての普及・啓発を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センターにおける普及啓発活動の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内サービス事業所への啓発活動 ・圏域内民生委員等への啓発活動 ●成年後見支援センターにおける普及啓発活動の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・市民向け・関係機関向け年 15 回程度 ・ネットワーク会議 年 2 回 ●障がい者基幹相談支援センター中央における普及啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所への研修 ・専門機関との連携 	⇒ ⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター・成年後見支援センター・障がい者基幹相談支援センターが連携し、関係機関とネットワークを構築しながら、権利擁護・権利侵害防止の普及啓発を行っていく ●普及啓発により、地域住民が虐待等の不安・異変を感じたときの連絡窓口を周知し、早期発見へ繋げる

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
イ 虐待等、権利侵害の早期発見	<p>●日常生活自立支援事業・成年後見支援センターなど、総合相談窓口に寄せられる相談で、虐待や権利侵害の心配がある方の早期発見に努め、日常生活自立支援事業や法人後見事業利用へ繋げる</p> <p>【H26 見込】 （日常生活自立支援事業） 契約利用者：300 人 （法人後見事業） 利用者：16 人</p>	<p>●虐待や権利侵害の心配のある方について、関係機関と連携しながら早期発見に努め、必要に応じて日常生活自立支援事業や法人後見事業の利用へ繋げ、地域で安心して生活できるよう支援</p> <p>【指標】 （日常生活自立支援事業） 契約利用者（目標）330 人 （法人後見事業） 総受任件数（目標）30 件</p>	⇒	<p>●地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターとの連携を強化しながら、スムーズな事業利用へ繋ぎ、虐待や権利侵害の心配のある方を早期発見し、権利を擁護する</p> <p>●障がい福祉サービス事業所との協働による検討を実施している障がい者成年後見支援センター構想においても、知的障がいや精神障がい者の法人後見を進める</p>

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針7 総合相談機能の充実

○住民が利用しやすく気軽に相談できる地域の相談窓口を小地域単位で整備するとともに、制度横断的な専門相談窓口と地域の相談窓口が連携し、身近な地域でのニーズ発見や生活支援ができるように総合相談機能を再構築します。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成27年度	平成28年度	平成32年度までの概要・方向性など
(1) 相談窓口のPR強化				
ア 広報によるPR	<ul style="list-style-type: none"> ●市報・区だより・広報紙・ホームページへ掲載(センターPRや研修会開催にあわせて掲載依頼) ●部署ごとに依頼に偏りあり 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動について年間スケジュールをたてて効果的に市報・区だよりに掲載 ●ホームページや広報紙を有効活用し周知 ●社協に馴染みのない方々も目にする広報媒体への掲載を検討(情報誌、団体広報誌など) <p>【指標】 市民アンケートにおける相談窓口認知度 (目標)2%増</p>	⇒ ⇒ ⇒ 【指標】 市民アンケートにおける相談窓口認知度 (目標)前年比2%増	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口として幅広い市民から認知度が上がり、必要な方から気軽に相談していただく
イ 地域住民・団体・関係機関等への窓口周知	<ul style="list-style-type: none"> ●区社協の会議や行事の場でセンターリーフレット配布や事業説明を行っている(民生委員会議、地域包括支援センター会議等へ年1回程度参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●社協全体において会議、行事等で周知できる場を確認し、活用(訪問説明、リーフレットの送付) <p>【指標】年間相談件数 (目標)5%増</p>	⇒ 【指標】年間相談件数 (目標)前年比5%増	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口として幅広い市民から認知度が上がり、必要な方から気軽に相談していただく

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 相談員のスキルアップによる相談機能強化				
ア 研修への参加	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれのセンターの専門分野の研修会に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●専門分野に加え、関心のある分野の研修にも参加し、知識の幅を広げる(年 2 回程度) ●研修後の伝達研修を充実し、福祉総合相談センター全体で学びの機会を設定 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●継続的にスキルアップにつながる研修参加ができる
イ 相談内容の分析によるニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> ●センターごとに月別集計を行い、相談内容の振り返り、傾向を確認 ●ケース検討会を開催し、福祉総合相談センター全体で情報共有(月 1 回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉総合相談センター以外の地域福祉課、区社協、介護部門と相談内容を共有し、定期的にケース検討を行う 	⇒ ●相談内容から見えてきたニーズに対応する仕組みを検討	<ul style="list-style-type: none"> ●ニーズに柔軟に対応できる相談技法を身につけ、相談技術の向上を目指す ●社会資源が不足の場合は、地域福祉部門につなげて、開発に向けて行動する
ウ 他相談機関とのネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> ●運営委員会、こゆるねっと等での情報交換に加え、こころの健康センターや地域包括支援センター等他機関主催の会議、研修会への参加(年 3 回程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢・障がい・就労・子育て・医療等、相談窓口となっている機関の会議に積極的に参加し、また、直接訪問して顔の見える関係をつくり、適切な専門機関と連携できるようにする 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢・障がい・子育て等分野等の専門機関・介護事業所との連携から、幅広い相談窓口同士のネットワークを構築し、適切にニーズに対応できるようにする

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(3) ニーズキャッチの仕組みづくり				
ア 組織内部での連携・強化	●福祉総合相談センター、地域福祉課、区社協、介護部門それぞれでニーズキャッチし、必要に応じて連携	●それぞれで定期的に行っているケース検討会にアドバイザーとして参加し合う	⇒	●福祉総合相談センター専門職員と地域事情を把握している区社協職員、介護職員等とが連携し個別ニーズに対応していく
イ 外部専門機関との連携・強化	●行政機関(こころの健康センター・児童相談所・保護課・保健師等)や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等と必要時に連携	●相談できる先を整理し、職員全員が必要時に連携できるように準備 ●専門機関と相談内容の共有を行う場を設け、個別ケースを通じて連携方法の確認を行う	⇒	●連携先となる社会資源を増やすことで、適切なニーズ対応を行っていく
ウ 地域ニーズに応じた身近な相談窓口設置の検討	●福祉総合相談センター、区社協、地区社協それぞれが利用者のニーズにあわせて来所、電話、訪問等で対応	●市民アンケート等を活用し相談窓口に対するニーズの検証(周知度、アクセス、窓口開設日など) ●福祉総合相談センター心配ごと相談所のあり方について中央・東・西区社協とともに検証	●市民アンケートから見えてきたニーズにより、地域の相談窓口の充実を図る ●福祉総合相談センター心配ごと相談所について方向性を決定し、適切な運用を行う	●専門職員と地域事情を把握している区社協職員とが連携し個別ニーズに対応していく

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

方針8 地域福祉部門と在宅福祉サービス部門等との連携強化

- 制度によるサービスだけでは対応できない福祉課題や生活課題に対応するため、介護サービス事業など在宅福祉サービス部門の人材や財源、情報等の資源を活かし、更なる連携に努めます。
- 個別支援を通じて把握したニーズや地域資源に関する情報等を共有することにより、個別ニーズへの対応、問題解決力を高めていく必要があります。そのため地域福祉部門のCSWや、介護サービス事業等の専門職が組織的に連携・協働することができる体制づくりを行います。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成27年度	平成28年度	平成32年度までの概要・方向性など
(1) 定期的な合同ケース検討会、研究会の実施				
ア 社協内の部門横断の事例検討・研究会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●一部の区で事例検討を実施しているが、体系的な仕組みとして整備されていない ●法人内の連携が不十分である 	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅福祉サービス部門の職員へ、各区開催のCSW定例会参加を依頼し、事例検討を実施 ●在宅福祉サービス部門の職員へ地域包括ケアシステム検討会参加を要請 	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●在宅福祉サービス部門と生活支援コーディネーターが連携する仕組みの構築 (事例検討会の定例開催) ●社協内の部門横断的な「研究会」立ち上げを検討 	⇒ <ul style="list-style-type: none"> ●検討結果を踏まえ、平成30年度までに「研究会」発足

基本目標Ⅱ 地域のあらゆる生活課題の解決に向けた新たな社会資源の創造と支援システムの構築・実現

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) チーム「社協」によるニーズ把握とアプローチ				
ア 地域福祉コーディネーターの受講	<ul style="list-style-type: none"> ●全体の受講者数(395名)中、法人内の在宅福祉サービス部門の受講者31名(全体の7%) ●法人内の在宅福祉サービス部門対象者401名中、受講者31名(全体の7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人内在宅福祉サービス部門における地域福祉コーディネーターの養成 【指標】コーディネーター養成(目標) <ul style="list-style-type: none"> ・各介護事業所(35施設)で少なくとも1名以上のコーディネーターを養成 ・在宅福祉サービス部門職員(常勤)の20%が受講 	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅福祉サービス部門職員(常勤)の100%が受講
イ 地域福祉コーディネーター養成研修	●行政委託により外部講師で実施	⇒	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●H32までに外部講師でなく職員自らが講師となり研修会を開催 ●内部連携強化のため、「社協特別研修会」の開催を検討

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

方針9 地域包括ケアシステム推進のための生活支援サービスの充実と地域支援

- 介護保険制度等では対応できない生活支援ニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題が顕在化している現状を受けて、介護の専門性を確立し、また、十分にそれを発揮し地域包括ケアシステムの対応を進めます。
- 多様な生活支援サービスの開発、地域の助けあい活動の活性化のため、これまで培ってきた介護事業及び住民参加型福祉サービスにおけるノウハウを生かし、生活支援サービスの拡充に向けた施策を具体化します。
- 日常生活圏域における個別的なケアの推進を行います。
- 対象や機能が限定的でなく、住民、家族、ボランティア、職員、専門家が、協力・参加して支える地域に開かれた「地域福祉型福祉サービス」への転換を図ります。
- 介護サービス事業で培った専門的ノウハウを地域へ還元、支援していきます。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 住民参加型福祉サービスを基盤とした新たな生活支援サービスの拡充				
ア 新たな生活支援サービスへの転化	<ul style="list-style-type: none"> ●住民参加型有償福祉サービスとして、東・中央・西区で『まごころヘルプ』、江南区で『リボンの会』、秋葉区で『ふれあい福祉サービス』を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内全 8 区において、専門職に対するアンケート調査を実施し、必要な生活支援を把握する ●現在の住民参加型有償福祉サービスでできる内容を区ごとに整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援事業の推移を見て、社協として運営すべきサービスを検討 ●北・南・西蒲区のうちのいずれかの区でモデル事業を実施する ●住民参加型の担い手となる人材を確保・育成するための養成講座を開催 <p>【指標】講座開催数 (目標)年 4 回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現在展開している住民参加型サービスとの整合性を図りながら、市内全域で生活支援サービスを提供することができる地域住民集団形成に取り組む ●地域住民が主体的に運営できる生活支援サービスの展開 <p>【指標】運営実施数 (目標)地区社協数</p>

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 公的制度外サービスの充実				
ア 訪問介護事業における自主サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●H26.6 月から自主サービスを提供 ●公的な訪問介護制度利用と一体的に利用できるよう設計しているが、利用が伸び悩み (月平均件数:113 件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人内事業所のサービス提供に対する判断基準の見直し、徹底を H27 上半期までに実施 ●年度末には利用実績を 2 倍にする <p>【指標】月平均件数 (目標)169 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者にも利用を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢等に合わせてサービスのあり方など随時見直し、訪問介護 A、訪問介護 B も視野に入れ、より住民に受け入れられるようなサービスを実施する
イ 通所介護事業独自のサービスの展開(新潟市社協型デイサービスの発信)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険における通所介護事業所 1 か所で、基準該当生活介護及び基準該当放課後等デイサービスを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者と障がい者・児が一緒に利用でき、ノーマライゼーションの実現に向けた事業所を開設(新潟市社協型デイサービスの展開) <p>【指標】開設数 (目標)1 ヶ所⇒2 ヶ所</p>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●ノウハウを蓄積して、通所介護 A、通所介護 B も視野に、地域の実情に合わせた事業展開を検討・実施する

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(3) 要支援者及び軽度者に対するサービス開発				
ア アンケートによる市民ニーズの把握と分析	<ul style="list-style-type: none"> ●H27 の介護保険制度改正により、予防給付のうち訪問介護と通所介護が、地域支援事業に移行されることに伴い、住民同士による支え合いの活動なども重要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ●軽度の認知障がいがある人が通うことのできるサービスの開発について市民アンケート調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートの調査結果・分析を踏まえて、モデル的に 1 事業所先行実施 <p>【指標】モデル事業実施 (目標)1 事業所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内全域において、1 か所以上の事業所を開設する (通所介護AもしくはBの開設)
(4) 重度者を支える専門性の確保・体制づくり				
ア 専門性の向上、医療機関との連携を進める	<ul style="list-style-type: none"> ●医療との連携は、実務上もしくは各地域で展開されているネットワーク会議等に、主にケアマネジャーが参画している ●在宅での介護が重度化すると、介護者の求めや訴えに応じて、結果的に施設入所主体のケアマネジメントになるケースが散見される 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネジメントの総合的な質の向上に向けた事例研究会や学習会を実施(開催数 年3回) ●訪問介護事業所における特定事業所加算の取得による専門性の確立(専門性の高いサービスの提供) <p>【指標】特定事業所加算取得事業所数 (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス:10 事業所 ・障害福祉サービス:10 事業所 <ul style="list-style-type: none"> ●各地域におけるネットワーク会議等への積極的な参画(事務局を引き受ける、事例提供を行う等) 	<p>⇒ 強化</p> <p>⇒ 強化</p> <p>⇒ ネットワークのない地域で立ち上げに参画する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●主任ケアマネジャー研修受講修了者を増加させ、その質も担保する ●たん吸引など、より専門性の高い訪問介護事業の展開 ●より多くのネットワーク形成に参画し支援を行う

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(5) 介護サービス事業の人材、財源、情報等の資源を地域福祉に活かす				
ア 認知症サポーター養成講座への講師派遣	●市(区)社協にきた依頼に対し、キャラバン・メイト有資格の職員を派遣	●認知症サポーター養成講座の依頼があれば、目的に合わせた内容でキャラバン・メイトの派遣を実施 ●社協主催の一般向けの認知症サポーター養成講座を定期的開催 【指標】開催回数 (目標) 年 5 回	⇒ ⇒	●一般地域住民に認知症に対する正しい知識を広め、地域での見守りを促進する
イ 地域住民向け介護予防教室や研修会の開催	●地域での介護講座などへの職員派遣	●地域福祉部門との連携、協働により、地域や企業等のニーズに即した研修会を提案し、必要に応じて専門的職員を派遣 【指標】派遣回数 (目標) 年 7 回	⇒	●家族による在宅での介護をしやすくなる支援を行う
ウ 地域に密着した地域福祉・生活支援の拠点づくり	●現在、地域福祉型福祉サービスを実現できる機能を持った拠点は無い	●地域の現状やニーズ、拠点となりうる物件の有無などの実態調査を、地域福祉部門と協働しながら実施	●実態調査を踏まえ、モデルとして 1 か所先行実施 【指標】モデル事業所 (目標) 1 ヶ所	●各区での拠点づくり

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

方針 10 障がい福祉サービスの充実による総合的な支援の展開

○高齢者に重点を置いた介護保険制度によるサービスの展開充実を図ってきましたが、民間事業所による取り組みが不足がちな障がい福祉制度におけるサービス提供の充実が求められていることから、一層の取り組み強化を行います。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 障がい福祉サービスに対する取り組みの強化				
ア 障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●現在、障がい者・児に対するサービスとして指定を受けている事業は、居宅介護・重度訪問介護・同行支援・移動支援・生活サポート・基準該当生活介護・放課後等デイサービス・地域活動支援センターⅡ型であり、介護事業収入全体の約 23% ●精神・知的障がい者・児へのサービス提供が増加傾向にある 	<ul style="list-style-type: none"> ●各々の障がい特性を見極め、適切な個別支援が提供できるよう体制を強化 ●職員の知識・技術の向上を推進 <p>【指標】障がい分野の収入割合 (目標) 25%</p>	⇒発展・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者のニーズの変化や必要性を見極めながら、事業指定の追加・廃止について検討を進める

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
イ 相談支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●H26 から障がい者基幹相談支援センターの受託をきっかけに、相談支援事業が 2 名体制で独立 ●市内全体において相談支援の提供が遅れている 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援専門員の研修修了者を増やすとともに、新潟市全体の状況を見極めながら対応を検討 <p>【指標】相談支援専門員研修修了者 (目標) 6 名⇒10 名</p>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業の従事者数を増やすかどうかの議論を踏まえ、障がい者・児に対するマネジメント力の向上も必須で、研修・指導体制についても検討する

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

方針 11 介護事業の継続

○社協における介護サービス事業の展開は、自主財源を確保して経営基盤の安定に大きな役割を果たすとともに、介護サービスという資源を自ら有していることで、個別の相談への対応にあたっては解決力や即応性を発揮することができます。また、介護サービスの専門性や人材や財源、情報等の資源を蓄積しているからこそ、地域包括ケアシステムの一翼を担う主体として積極的に参画することができ、地域の最後の砦（セーフティネット）として、対応の難しい、ソーシャルワークを必要とする人への支援ができています。

○介護事業のけん引役として、他事業所も含めた地域全体の介護サービスの質の向上を働きかけていくことが可能となっていることから、将来に向けての財源と人材を確保できる仕組みを構築します。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 知識・技術向上のための研修体系の確立				
ア 法人内介護事業所向け研修の見直し(重度化対応の強化)	●介護分野の基礎及び専門的な研修を実施(倫理、成年後見、感染症等)	●認知症や高次脳機能障害、終末期対応など中堅職員以上に対する研修を開催 【指標】研修開催数 (目標) 各年 1 回	⇒	●研修から伝達までを体系化し、職員レベルを向上させる
イ 内部講師養成プロジェクトの見直し・継続	●接遇、記録、介護技術、認知症の 4 部門で研修チームを構成	●接遇:継続(年 1 回) ●記録:見直し ●介護技術:継続(年 2 回) ●認知症:認知症サポーター養成講座主催(年 5 回) ●認知症ケア実践研究発表会の継続	⇒	●基本的な内容を教えることができる人材を増やし、職員教育・指導がどの事業所でも行うことができる体制を構築する (講師数:19 名⇒50 名) ●内部講師を務めた職員のキャリアパスの一つとなるよう位置づけ

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 専門機関との連携によるネットワークの構築				
ア 外部へ発信する体制づくり	●ホームページや広報紙による発信のみで積極的とはいえない状況	●外部事業者、団体との関係作りを積極的に行う ●介護事業のパイオニアとしてのリーダーシップの発揮	⇒	●数多くある外部ネットワーク同士の繋がりを作るべく、橋渡しの役割を担い、新潟市の介護・福祉のネットワーク網を広げる
イ 福祉分野の職能団体活動への積極的な参加	●新潟市居宅介護支援事業者連絡協議会事務局担当 ●政令指定都市ホームヘルパー協議会に参加	●新潟市内だけでなく、他政令都市社協などとの関係作りに努め、幅広く情報網を広げる 【指標】参加数 (目標)4 団体	⇒	
(3) 対応の難しい、ソーシャルワークを必要とする人に対する問題解決能力の向上				
ア CSW・権利擁護部門等との連携によるケアマネジメントの展開	●地域部門、権利擁護部門とは関係性が薄く、連携が十分とは言えない	●CSW 権利擁護の役割や制度を理解し、問題解決能力を高める	●市社協全体でそれぞれの役割を理解し、連動した支援体制の整備	●市社協部門ごとの単独支援ではなく、内部外部を問わず連携ができる体制を作る
イ 他職種での事例研究の積み重ねによるスキルアップ	●主任介護支援専門員の事例研究会、それぞれの分野の研究部会	●法人全体での事例研究の開催(CSW、権利擁護等との共同研究会の実施) (年 3 回開催)	●法人全体での研究部会の整備 ●分野を越えた社協職員総合研修(マイスター制度)による総合職の育成 【指標】マイスター人数 (目標)100 名	●それぞれの部門に特化した知識だけでなく、福祉全般(ソーシャルワーク)の知識、視点を持つ職員を育成(マイスター130 名)

基本目標Ⅲ 住み慣れた地域での暮らしを支える在宅サービスの推進

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(4) 介護人材の確保、定着、育成				
ア 介護人材の確保	●全体的に人材確保が難しいが、特にホームヘルパー確保ができていない	●介護報酬、介護給付改正に伴い、処遇改善金による介護職員、特にホームヘルパーに対しての処遇改善を図り、人材確保に努める 【指標】非正規職員処遇 (目標) 8%UP	⇒	●新人職員への指導、支援体制を体系化し、指導される側、指導する側が意欲をもって働くことができる体制を作る ●人材確保に振り回されず、安定した事業運営ができる
イ キャリアパス体系の確立と明示	●キャリアパス体系が明示されていない	●キャリアパスイメージの明示	⇒	●職員雇用体制を整備し、キャリアパスを明示する ●ステップアップの「道」が示せる
(5) 介護事業経営状況の分析と体制強化				
ア 機動的な事業展開のための経営分析	●予算執行管理が不十分	●予算執行管理を適切に行い、各事業所の客観的分析の実施 ●事業所の再編を検討 【指標】収支差率 (目標)3%	⇒ ⇒	●今後の計画的な事業所構成を描く
イ 効率的な体制づくり	●合併から 10 年経過するが、統一されていない事務が多く、現場での作業が多い	●介護端末システム、人事システムの導入による事務効率の検証を行い、本部事務集中化による効率的な体制を検討 【指標】超勤削減前年度比 (目標)10%削減	●事務効率化により現場の事務負担を軽減	●経費を最大限削減し、事務を最大限効率化し、本業のサービス内容を充実させる

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

方針 12 透明性を確保した法人機能の強化

- 理解、共感、信頼される法人運営、事業執行をするために、本会に関する情報を適切にわかりやすく積極的に発信をしながら、理事会や評議員会で様々な角度から議論し、的確な経営判断、事業決定及び事業管理等ができるような体制を強化します。
- また、社協の役職員には高い職業倫理が求められていることを常に念頭に置きながら、関係法令はもとより、社会規範やモラル、諸規定を遵守することを強く意識し実行し続ける風土を醸成します。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) わかりやすく効果的な情報発信				
ア わかりやすい情報提供のための「広報力」の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ、広報紙、イベント等による社協及び社協事業について周知 <p>【社協認知度 21.2%】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動方針制定・推進 ●広報媒体の活用力や職員の説明力の向上を目的とした職員向け広報研修会の実施 ●既存広報媒体の評価手法の検討と実施 	⇒ ⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●社協及び社協事業の認知度向上を図るとともに、会員会費及び共同募金の増加につなげる
イ 多様な広報媒体の活用と研究	<ul style="list-style-type: none"> ●SNSを用いた情報発信 <p>【社協認知度 21.2%】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新しい広報媒体及び広報方法の研究 ●スマートフォンでの閲覧を考慮したホームページの充実 	⇒ ⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供対象ニーズや IT 技術、その他状況等に応じた情報提供体制の整備
			【指標】社協認知度 (目標)30%	
			【指標】社協認知度 (目標)30%	

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 理事会、評議員会の活性化				
ア 理事・監事、評議員への適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ●理事会、評議員会の議案書の事前資料送付 ●定期的な社協発行物や関係資料の送付（月1回） 	⇒ ⇒ ●役員への財務、事業、経営等に係る課題の積極的な情報提供	⇒ ⇒ ⇒	●役員への積極的な情報提供による意思決定機関としての機能強化
イ 役員への女性登用(目標値の設定)と幅広い役員の起用(公募役員制度の継続維持)	<ul style="list-style-type: none"> ●公募評議員の募集 ●役員改選時に女性の推薦への配慮を依頼 <p>【役員の女性割合:26.2%】</p>	⇒ ●役員改選時に女性の推薦への配慮を具体的な目標数値を示して推薦母体へ依頼	⇒ ⇒ 【指標】役員の女性割合(目標)30%	●方針決定において、女性や様々な分野の視点を反映させられる体制整備を行う H30(目標)35% H32(目標)40%以上
ウ 役員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●役員改選時に新任役員への研修会の実施 ●役員の外部研修参加 	⇒ ⇒	⇒ ⇒	●めまぐるしく変化する福祉制度の中、役員が、柔軟かつ迅速な判断ができるように、最新の福祉情勢や経営に関する動向などを把握する機会を提供する

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
エ 総合計画の進行管理等の 専門委員会の設置	●総合計画及び第1次実施 計画を策定	●(仮称)総合計画推進委員会の 設置に向け規程等の整備や人 選を行う 【指標】規程整備、人選終了	●(仮称)総合計画推進委員会を 設置し、第1次実施計画の達成 度や評価を踏まえ、第2次実施 計画を策定 【指標】実施計画の評価	●第2次及び第3次実施計画の進行 管理と評価を行い、次期計画の指 標とする ●総合計画の最終年度において計 画実施の評価を行い次期計画策 定の指標とする
(3) コンプライアンス体制の確立				
ア コンプライアンス研修の充 実	●階層別職員研修の必修 カリキュラムとして研修を 実施 (H26 実績:127 名受講)	⇒	⇒	●研修を継続実施しながら、OJTの 活用を図り、全職員へ浸透を推進 する
イ 監査体制の充実	●監事による監査(年1回) ●会計士による外部監査 (年4回)	●内部監査制度の検討と試行実 施	●内部監査実施と業務改善 【指標】内部監査指摘事項に対す る業務改善件数 (目標)1件以上	●現状の監査に加え、内部監査を実 施し、内部牽制や継続的な業務 改善に取り組み、適正かつ効率的 な法人運営に努める
ウ コンプライアンス体制の推 進に向けた新たな取り組 みの研究	●コンプライアンス委員会や 職員研修を適宜開催	●新たな取り組みに向けて、先進 事例の調査、研究を実施	試行実施 【指標】取組件数 (目標)1件以上	●コンプライアンス委員会の現体制 を活用しながら、新たな不祥事防 止対策に取り組む
(4) 市内各大学との連携				
ア 市内各大学との連携強化	●事業ごとでの個別の連携	●連携のあり方について検討	⇒	●各大学との連携協定の締結

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

方針 13 安定した法人運営に向けた経営基盤の強化

○各事業の意義及び目的を共有し、さらに発展させるため、それぞれの役割を明らかにしながら、連携することにより、総合的に地域福祉を推進できる組織体制づくりを進めます。

○地域住民のニーズに沿った事業に必要な資金が確保できるよう財務状況を明らかにしながら、計画的かつ適正な収入及び支出管理を行います。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 部門間連携により総合的に地域福祉を推進する組織体制づくり				
ア 社会状況に応じた事業展開を支える体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●事業展開に応じて、組織体制の整備を図っている 【H26 組織体制】 3 課 11 係、8 区社協	<ul style="list-style-type: none"> ●各所属における業務量の調査 ●業務の効率化、省力化の検討、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●調査結果に基づいた改善案の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務の効率化やアウトソーシング等改善策を講じながら、職場間の不均衡を是正し、社会状況に応じた事業展開を支える体制を整備する
イ 事務分掌、専決規程等の諸規定の整備・周知	<ul style="list-style-type: none"> ●法改正や組織改編に応じて、適宜改正し整備をしている ●階層別研修において規程の周知を行っている 	⇒	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ●社会状況や事業展開に応じて諸規程を整備し、役割、責任を明らかにすることによって、部門間連携を図りながら事業目標を達成する
ウ 各部門の組織目標の設定・共有・管理	<ul style="list-style-type: none"> ●組織目標の設定を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●課、係単位の組織目標の設定 	⇒ 【指標】目標達成率 (目標)80%	<ul style="list-style-type: none"> ●各部門の組織目標を設定、共有、管理し、目標を達成するための組織風土を醸成する

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(2) 適正かつ計画的な自主財源の確保と執行管理				
ア 会員会費制度・共同募金 一般募金の地域配分及び 歳末配分の課題抽出とあ り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●実績額が年々減少傾向にある(一般会費、共募) ●改革推進検討部会を立ち上げ、助成等について見直しを検討(共募) ●職員研修の開催(会費・共募) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各区の広報、依頼方法等の現状確認(会費) ●自治、町内会や地区社協、サロン活動等のあらゆる機会に会費や共同募金について、丁寧に説明し、理解を得る また、共同募金を、子どもの福祉教育についても活用する ●社協主催事業及び共募事業において、看板、資料、要項等あらゆる資源に、会費や共募の明示、協力依頼を行う ●改革推進検討部会での助成内容見直し等検討 <p>【指標】実績額を前年度並みに維持する(会費・共募)</p>	<p>⇒</p> <p>⇒</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改革推進検討部会での結論を 実行、推進 <p>【指標】実績額を前年度並みに維持する(会費・共募)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民や様々な団体、法人などが参画する住民参加型の運動を目指す ●財源の安定的確保

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
イ 予算積算方法の見直しと執行管理の徹底	●経理区分(33 区分)毎に予算管理	●事業毎に財源内容を明確にし、作成した予算の執行について、厳格かつ適正な管理を行う	⇒ 【指標】当年度資金収支差額の前年度比改善	●財務状況を明らかにし、計画的かつ適正な収入及び支出の管理を、厳格に行い収支均衡を図る
ウ 計画的な基金の積立て及び資産の管理・運用	●17 の基金を各基金設置規程に則り管理運用	●安全かつ有利な運用を行いながら、中長期的な積立目標額の設定と運用計画を作成	●市場動向を注視しながら、計画に基づき積立て及び運用を行い、必要に応じて預け替えを行う	●中長期的な計画に基づいた資産運用を行い、自主財源の安定的な確保を図る
(3) 適正な補助金と確実な委託料の確保				
ア 費用対効果を意識した事業評価指標の開発	●予算査定の中で事業の拡充、縮小、廃止などを検討	●事業評価に向けた調査研究を実施 【指標】報告書作成	●調査研究の結果に基づいて事業評価指標を策定し、評価を実施 【指標】事業評価指標の策定	●指標に基づいた事業評価を実施し、事業の改廃や新規事業の開発につなげる
イ 行政への社協活動の「見える化」の推進	●広報紙、ホームページ等での情報開示	●行政に対する社協活動内容の示し方について検討 【指標】検討結果の報告	●検討結果を基に、行政に対する社協活動の理解度を深化させ、補助金等の確保につなげる 【指標】理解促進のための方策の明示	●行政のみならず市民に向けた「見える化」についても検討を行い、社協活動の理解につなげる
(4) 災害時等の事業継続体制の構築				
ア BCP(事業継続計画)の策定	●BCP策定に向けての情報収集 ●災害援助積立基金の積み立て	●BCP策定に向けての検討・調査	●BCP策定	●BCPによる災害等リスク発生時の事業実施体制の整備を図る

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

方針 14 確保・定着・育成を核とした人事管理の強化

○人材確保とその定着が困難な問題となっている中、人材の確保・定着・育成を核とした人事管理の強化は、自律的な経営基盤の要の条件であり、主体的にその充実に取り組んでいきます。

○地域住民に信頼される職員を計画的に育成し、効率的かつ効果的に事業を推進します。

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
(1) 職種や年代のバランスを考慮した人材確保				
ア 職員採用計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協合併時の職員を引き継いだ後、事業展開や欠員の補充により採用 ●H23 からは、市の定数管理により、定年退職後も不補充 <p>【H26 現在】 正職員平均年齢:45 歳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業務量調査等を実施し、適正な必要人員について、市と協議をしながら検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員採用計画作成 <p>【指標】正職員平均年齢</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●計画的な採用により、適正かつ安定した人員体制を確保し、地域に必要な事業を継続していく
(2) 計画的な人材育成				
ア 人材育成計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●階層別職員研修を必修化し実施 <p>【H26 実績】 新任職員研修、中堅職員研修、センター長・係長研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●OJTを基本とした法人全体の新たな人材育成計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成計画やOJTマニュアルの作成および、OJTを基本とした内部研修制度の確立と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●階層ごとに学ぶべき要素を網羅した本会独自の研修体系を再編しながら、日常業務のなかで職務を通して行われる人材育成の基本であるOJTのマニュアルに基づく、人材育成の強化を図る

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
イ 人事考課制度の確立に向けた検討	●組織目標の設定を実施	●人事考課に向けた研究 ●課長補佐職以上の個人目標設定・評価	⇒ ⇒	●職員一人ひとりが、期待される成果や期待される行動への理解を深め、モチベーションを高めることや、上司と部下とのコミュニケーションを図ることで成長の方向性を確認できる制度を確立する
ウ 職場活性化に向けた取り組みの推進	●社内報発行	●職員意識調査の企画・実施を通じて職場活性化に向けた取り組みの検討	●意識調査結果を基にした職場活性化に向けた取り組みの検討	●定期的(2年に1回程度)な意識調査結果を踏まえ、職員の意欲向上を図る
(3) 職場環境の整備				
ア 職場環境改善計画の策定・実施・評価	●法人本部の衛生委員会を月1回開催し、審議内容を対象職員へ周知 ●次世代育支援対策法に基づく行動計画(H25～30)を策定 ●ノー残業デいの推進 【H26実績見込み】 正職員有給休暇平均取得：8日	⇒ ●職場環境の現状と課題抽出と整理し、行動計画の周知と推進 ●職場内のワーク・ライフバランス推進体制の明確化	⇒ ●計画実現に向けた取り組み ⇒ 【指標】有給休暇取得平均日数 【指標】男性の育児休暇 (目標)1人以上	●計画に基づき改善を実施し、状況評価とともに、計画の見直しを図りながら継続的に改善に努める (男性の育児休暇取得者1人以上)

基本目標Ⅳ 地域住民に信頼され、安定した法人経営

取り組み	工程・指標			
	現状	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 32 年度までの概要・方向性など
イ メンタルヘルスの組織的対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルスセルフケア及びラインケア研修の実施 <p>【H26 実績】 研修受講者:93 人</p>	⇒ ●職場復帰支援体制の明確化と支援プログラムの作成	⇒ ●職場復帰支援プログラムの運用開始	●メンタルヘルス研修を継続しながら、不調者が職場復帰する際に必要な体制を整備し、不調者、職場の相談役がともに安心して仕事ができる職場環境を整備する
ウ 福利厚生のあり方の検討・推進	<ul style="list-style-type: none"> ●正職員と希望する嘱託職員が新潟市職員互助会へ加入している <p>【H27.2 末】 加入者:449 人</p>	⇒	⇒ ●福祉厚生のあり方の研究	●雇用形態に隔たりがなく、人材の確保・定着、労働意欲・能率の向上などの効果にも繋がる福利厚生の制度を研究し推進する

用語集

【用語集】

あ

アウトリーチ

専門職が課題を抱える住民宅を訪問するなど、住民が生活する地域に出向き潜在的な地域課題を把握する方法の一つ。

き

基準該当生活介護

主として昼間、障害者支援施設等において、①入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、②創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う障害者総合支援制度の給付対象サービスを指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等の基準の一部を緩和した基準を満たしている事業者により行われる障害福祉サービスのこと。【出展：社会福祉用語辞典】

基準該当放課後等デイサービス

小学校、中学校、高等学校等に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の便宜を供与するサービスを指定障害福祉サービス事業者や指定障害者支援施設等の基準の一部を緩和した基準を満たしている事業者により行われる障害福祉サービスのこと。【出展：社会福祉用語辞典】

キャラバン・メイト

認知症に対する正しい知識と具体的な接し方を地域のみなさんに伝える講師役。【出典：新潟市ホームページ】

キャリアパス

長期的な職務の道や展望。【出典：厚生労働省ホームページ】

(地域包括ケアシステムにおける)協議体

各地域における生活支援コーディネーターと多様な生活支援活動団体等が参画し、定期的な情報共有及び連携の場。

協働型の災害ボランティアセンター

災害時、社協や行政、ボランティアだけでなく、企業やNPO・NGO、施設等がそれぞれの長所を生かして、災害ボランティアセンターの支援や運営を協働で行うこと。

け

計画相談支援

サービス利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援すること。【出典：厚生労働省ホームページ】

元気力アップ・サポーター制度

新潟市内在住の65歳以上の方が制度に登録し、介護施設などのサポート活動を通じて、高齢者自身の介護予防の推進と、いきいきとした地域社会づくりを目的とした事業。サポート活動を行うと、ポイントとして評価され、そのポイントに応じて最大5,000円の交付が受けられる。

こ

公的制度外サービス

国や地方公共団体により定められた制度によるサービスではなく、社会福祉法人や民間企業が独自に開発したサービスのこと。

コミュニティコーディネーター

コミュニティ活動の一層の活性化を支援するため、地域をつなぎ、地域課題に取り組んでいる方々やこれからの担い手。(公民館事業)【出典：新潟市】

コミュニティソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践。【出典：日本地域福祉研究所ホームページ】

用語集

こゆるねっと

新潟市全域の子育て関係団体のネットワーク情報交換会の愛称。

さ

災害援助資金基金

緊急に援助が必要な罹災者に対し援助を行えるよう、社協で積みたて備えている資金。

災害ネットワーク会議

災害時に備えて平常時からの社協、行政、ボランティア、企業、NPO・NGO、施設等の相互交流をはかり、顔の見える関係性づくりを目的に開催。

災害ボランティアセンター

災害発生時の被災者・被災地支援のために活動するボランティア活動を効果的・効率的に推進するための組織。

し

市長申立

成年後見制度を利用するための申立てを、認知症高齢者(65歳以上)又は知的・精神障がい者について、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に、市町村長が家庭裁判所に対して行うこと。制度を利用する本人に親族がいない場合や、親族がいても虐待等があり申立てすることが不相当である場合などで市長申立てが行われる。【出典：厚生労働省ホームページ】

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会後見への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者。

【出典：日本成年後見学会『市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会』平成18年度報告書】

主任ケアマネジャー

主任介護支援専門員のこと。介護支援専門員のうち、介護サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う者をいう。

障がい者基幹相談支援センター

身体・知的・精神障がい者の相談対応を総合的に行う、地域における障がい者相談支援の中核的な役割を担う機関。【出典：厚生労働省ホームページ】

処遇改善金

介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、加算される処遇改善加算により本会の介護職員の待遇改善のために支給している手当のこと。

せ

生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。【出典：厚生労働省ホームページ】

成年後見支援センター

新潟市総合福祉会館1階に開設している、成年後見制度に関する相談窓口。専門の相談員が制度の利用について、電話や窓口で相談に応じるほか、市民後見人養成研修の開催、制度についての広報・啓発を行っている。【出典：新潟市ホームページ】

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

【出典：裁判所発行パンフレット】

先進地OJT研修

法人としてCSWiに対し先進地の具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に修得させること。

そ**相談支援事業**

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）や地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）等を行う事業。

【出典：厚生労働省ホームページ】

相談支援事業所

障がい者へのサービス利用計画の作成や、障がい福祉サービスを利用するための情報提供、相談などを行う事業所。「相談支援専門員」の資格を持った職員が業務を行っている。【出典：厚生労働省ホームページ】

相談支援専門員

障がい特性や障がい者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。

ち**地域移行**

国が定めた「精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱」に基づき、退院が可能な精神障がい者について、住み慣れた地域での生活に移行し、定着を目指していくこと。【出典：厚生労働省ホームページ】

地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態及び要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市町村が行う事業。

地域福祉型福祉サービス

地域社会の中で支援を必要としている人を発見して幅広く支援対象とし、利用者一人一人の生活とその人が生活する地域全体を総合的にとらえ、利用者が持つニーズや地域の状況に対応するために、柔軟にできる限り幅広いサービスを先駆的に創り出すもの。【出典：厚生労働白書】

地域福祉コーディネーター

地域福祉課題の解決に導く「つなぎ役」「コーディネート（調整）役」として、必要な研修を受けた地域の福祉専門職等。【出典：新潟市】

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。【出典：厚生労働省ホームページ】

つ**通所介護A**

平成27年度の介護保険制度改正後の新しい地域支援事業として位置づけられたサービス類型のうち、通所介護において人員基準等を緩和した基準によるサービスで、雇用労働者とボランティアがサービス提供者となって、ミニデイサービスや運動・レクリエーション等を行う通所介護サービス。【出典：厚生労働省ホームページ】

用語集

通所介護B

平成 27 年度の介護保険制度改正後の新しい地域支援事業として位置づけられたサービス類型のうち、通所介護において住民主体による支援サービスで、ボランティアがサービス提供者の主体となって体操、運動等の活動など、自主的な通いの場を提供する通所介護サービス。【出典：厚生労働省ホームページ】

と

特定事業所加算

訪問介護において、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業者が利用者に対し、指定訪問介護を行った場合に所定単位数に加算する介護報酬。【出典：介護報酬の解釈】

に

新潟市社協型デイサービス

介護保険における通所介護施設において、基準該当生活介護サービス、基準該当放課後等デイサービスによる障がい者・児の受入れを行い、障がい者・児のスペースを設けつつ、地域住民も巻き込み、地域住民、要介護者等と障がい者・児が交流する中でお互いが支え合っていけるよう支援していくことを目指すデイサービス。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することに資することを目的として、それらの方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う事業。「専門員」が支援計画を立案し、「生活支援員」が実際の支援を行う。【出典：全国社会福祉協議会「2008 日常生活自立支援事業推進マニュアル」】

ひ

ひまわりクラブ

新潟市の放課後児童クラブの総称。各クラブの名称は「小学校名」+「ひまわりクラブ」を使用。事業は、新潟市が実施し、指定管理者として運営管理を新潟市社会福祉協議会等が行っている。

ふ

ファミリーサポートセンター

地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる、地域住民の相互活動の会員組織である。市町村がこれを設立して子育てと就労とを両立させるためにファミリーサポートセンター事業を実施する。【出典：現代社会福祉用語の基礎知識(学文社)】

福祉教育

身の回りの人々や地域との関わりを通して、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことを目的としたもの。【出典：全国社会福祉協議会『ともに生きる力』】

福祉教育事例集

新潟市社会福祉協議会が、学校で実施している福祉教育のプログラム事例をまとめたもの。

福祉教育推進事業

学校における福祉教育を効果的に進め、児童・生徒を通じて家庭や地域社会の福祉活動を推進するための事業で、学校に対する助成金の交付やセミナーを開催している。

福祉教育推進ネットワーク

区内の学校、施設、障がい者、主任児童委員、地域教育コーディネーターなどによるネットワーク会議を開催し、地域の課題に対して住民で解決に取り組んでいくこと。

ほ

放課後児童クラブ

正式には、「放課後児童健全育成事業」という。
児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

【出典：厚生労働省ホームページ】

訪問介護A

平成27年度の介護保険制度改正後の新しい地域支援事業として位置づけられたサービス類型のうち、訪問介護において人員基準等を緩和した基準によるサービスで、雇用労働者がサービス提供者となって、生活援助等を行う訪問介護サービス。

【出典：厚生労働省ホームページ】

訪問介護B

平成27年度の介護保険制度改正後の新しい地域支援事業として位置づけられたサービス類型のうち、訪問介護において住民主体による支援サービスで、ボランティアがサービス提供者の主体となって自主活動として行う生活援助等を行う訪問介護サービス。

【出典：厚生労働省ホームページ】

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

【出典：児童福祉法第38条】

ボランティアコーディネーター

市民のボランティア活動を支援し、ボランティアをしたい人・組織とボランティアしてほしい人・組織の間に入り調整や相談を受けボランティア活動をサポートする専門職。

ま

マイスター制度

達人、職人という意味であるが、ここでの意味は、各種の研修を受け、新潟市社会福祉協議会における業務を総合的に支援ができるように職員を育成する制度。

B

BCP(Business Continuity Plan)

事業継続計画のこと。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

【出典：中小企業庁ホームページ】

C

CSR(corporate social responsibility)活動

企業の社会的責任、企業が利益を追求するだけでなく、地域を構成するひとりとして地域貢献を行う活動のこと。

CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

地域を基盤とする活動やサービスを調整して支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行ったりする者。【出典：日本地域福祉研究所ホームページ】

O

OJT(On the Job Training)

従業員の職場訓練で、仕事の現場で実務に携わりながら業務に必要な知識・技術を習得させるもの。職場内訓練のこと。

【出典：厚生労働省ホームページ】

S

SNS(Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略。人と人とのつながりを促進、サポートする、コミュニティ型のインターネット上に存在するサイト。趣味、出身、その他の共通のつながりにより、新たな人間関係を構築する場を提供するサービスのこと。

2

2025年問題

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が福祉サービスへの需要が高まり、社会保障の増大が懸念される。